

平成 25 年 7 月 10 日  
厚生労働省保険局

平成 25 年 7 月 8 日付の一般社団法人全国柔道整復師連合会会長 田中威勢夫様からの【平成 25 年 6 月 18 日「民主党柔整議連役員会」にて提議された案件に対する“厚生労働省の回答”に関するお問い合わせ】について、以下のとおり回答いたします。

- ① “申請書になぜ郵便番号、電話番号を記載しなければならないのか。患者が受領委任欄に自署をしている要件を満たす場合に郵便番号、さらに個人情報である電話番号の記入を求める理由と必要性はないと考える”として、文言の全面撤廃の要望がありました。

(回答)

申請書への郵便番号及び電話番号の記載については、保険者が必要に応じて、被保険者等への照会を円滑に行い、強いては、療養費の支給決定等を迅速化する面もあるため、お願いするものです。なお、患者にこれらの記入を求めた結果として、患者の理解が得られず、記入がない場合は、それらの記入がないまま申請書を提出することはやむを得ないと考えています。

- ② リコー三愛グループ健康保険組合とみずほ健康保険組合から組合員宛に出された調査文書の内容に関して厚生労働省との見解と違っているのではないかと指摘がありました。

- ③ 役員会における厚生労働省からの口頭での返答で－1

②に関して、「記載に問題があると言わざるを得ず、指導しなければならない状況。健康保険組合の不適切な表現などについては個別に対応していく必要がある」との返答がありました。

(回答)

別添のとおり。

所管する地方厚生局から不適切な表現については指導・改善を求め、相手方の健保組合においても、理解を示し、改善する旨の回答を得ています。

- ④ 役員会における厚生労働省からの口頭での返答で－2

また、厚労省は、柔整議連より提出されたとある出版社が作成したとされる啓蒙パンフレットの内容について触れ「見出しで『接骨院・整骨院では条件を満たさないと健康保険は使えません』と大きく書かれ、中央には『原則全額自己負担』と書いてある。これは大いに問題がある。尚、厚生労働省が確認したところ、この文書を作成した出版社に対しては既に関係各所から苦情が寄せられており、新たに発行はされない」と報告がなされました。

(回答)

平成 25 年 6 月、当省から啓蒙パンフレットの出版元に対して、同パンフレットに不適切な表現方法等があることについて申し入れを行ったところ、当該パンフレットについては既に平成 24 年 12 月末に廃刊しているが、厚生労働省や関係者からの意見を踏まえて、今後、わかりやすい広報物の制作を心がけてきたい旨の回答を得ています。

以上でございます。